

天草拓心高等学校 校則

第1章 生徒心得

- 1 生徒は学校の教育方針に従い、相互の敬愛と信頼のもとに学習に努める。
- 2 生徒は自主的、自立的に責任ある行動を行うとともに、生徒会活動にも積極的に取り組む。
- 3 本校生徒としての誇りを持つとともに、地域社会の信頼と期待に応えるよう自らの向上・発展に努力する。

第2章 生活安全規定

＜校内・校外生活＞

- 1 生徒は8時20分に正門通過、8時25分に着席して教室の整備を行い朝読書及び朝学習をする。実習当番等は所定の時間に登校する。遅刻したときは担任又は教科担任にその理由を届け、その指示に従うこと。（原付通学生は8：15登校）
- 2 実習等で教科担任の指示がある場合を除き、登校から放課後まで校外に出てはいけなない。外出が必要な場合は担任又は教科担任の許可を受け、生徒指導部係より「外出許可証」の発行を受けること。
- 3 所持品には必ず記名し、その保管については所定の場所に整頓すること。生徒は学業に不必要な物品等の持参や金銭の貸借はしないこと。
- 4 校長室、職員室、準備室、事務室、保健室等には無断で立ち入らないこと。入室の際は礼節を以て入室し、他の迷惑にならないこと。また、みだりに他の教室に出入りしてはならない。
- 5 日没後は速やかに帰宅すること。生徒の完全下校は下記のとおりである。
3月～10月（夏時間）19:30 11月～2月（冬時間）19:00
外出は午後9時までとする。（天草地区生徒指導連絡協議会申し合わせ事項より）
- 6 教室には「いじめ根絶宣言」「天草拓心高校携帯電話規則」「天草地区生徒指導連絡協議会申し合わせ事項」を掲示する。
- 7 次のことは法律、条例、校則等で禁止する。また、警察に指導を受けた場合には直ちに学校に報告すること。携帯電話、スマートフォンについては第5章の「校内における携帯電話・スマートフォン規定」を守ること。（特別指導対象となる）
 - （1）喫煙、たばこ・ライター所持、薬物使用
 - （2）飲酒及び居酒屋、スナック等への立ち入り
 - （3）深夜徘徊
 - （4）窃盗、万引き
 - （5）パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ等の遊技場への立ち入り
 - （6）異性との問題行動、公明正大を欠く男女交際
 - （7）いじめ、暴力行為、暴走行為
 - （8）恐喝、脅迫行為
 - （9）器物破損
 - （10）物品の売買、金銭の貸借、無断借用
 - （11）学校生活に不必要なものの所持
 - （12）その他、本校の秩序を乱す或いは本校生徒としての本文にもとる行為

＜頭髪・服装＞

- 1 制服は清潔端麗にして華美にならないようにする。
- 2 登下校は学校で定める制服を正しく着用しなければならない。スカート丈は立て膝をついたときに床面につく程度とする。制服の下はカットシャツ以外でもよいが華美でないものとする。ただし、休日の登下校は制服か体育時のスポーツウエアー、又は部活動で定めたユニホーム、ジャージとする。
- 3 頭髪は常に清潔感があり、学生らしい状態を保つ。染色、脱色、パーマは禁じる。
学生らしい状態とは就職、進学時の受験に臨める状態をいう。髪型は下記の項目に反しない学生らしい状態を保つこと。
 - （1）男子
 - ◇もみあげの長さは最大限耳の長さまでとする。
 - ◇前髪は目にかからない程度とする。
 - ◇後部の長さは襟にかからない程度とする。
 - ◇横髪は耳にかからない程度とする。
 - ◇髪は自然の状態とし、手を加えない。アシンメトリー、パーマ、染色、脱色等は認めない。過度なブロックカットは禁止する。

(2) 女子

- ◇髪の長さは後部の髪が肩まできたらくくる。
- ◇飾りピン、リボン、ゴム等の色は黒、紺、茶の派手でないものとする。
- ◇前髪は自然な状態で目にかからない程度で、長い場合はピンでとめる。
- ◇髪は自然の状態とし、手を加えない。パーマ、染色、脱色等は認めない。

- 4 靴下は黒、白、紺、グレー等の落ち着いた色で単色のみとし、男子はくるぶし以上の長さ。女子はくるぶし以上膝下以下の長さのものとする。なお式典時は黒の単色とする。
- 5 ピアスや指輪などの装飾品、マニキュアや化粧等華美に見えるものは禁止とし、眉の手入れは整える程度とする。
- 6 通学用シューズは革靴、合製革靴、スポーツシューズのいずれかとする。厚底やヒールの高い靴は安全上望ましくないため禁止する。
- 7 校舎内では防寒着、マフラー、手袋は着用しない。ただし、担任の許可を受けた生徒はこの限りではない。防寒着に関しては、華美でないものとする。また、ブランケット（ひざ掛け）については、華美でないものとし、原則教室内での使用とする。集会等で、教室以外での使用を希望する際は、教員の許可を受けるものとする。
- 8 冬上衣を脱ぐ場合には、学校指定の長袖シャツか半袖シャツを着用する。

第3章 交通安全規定

- 1 通学は徒歩、自転車、バスを原則とし、遠隔地に居住する生徒については許可条件を満たした上で原付バイクによる通学を2年生から認める。
- 2 送迎は自家用車での保護者による送迎のみ認める。

<自転車通学>

- 1 自転車通学は次の条件を満たした上で自転車通学許可願を提出すれば通学距離に関係なく許可する。
(許可条件)
 - (1) T Sマーク等の保険加入済証（整備点検合格証・自転車保険加入済証）の貼付
 - (2) 雨合羽の所有
 - (3) 防犯登録車両であること
 - (4) 通学ステッカーの貼付
 - (5) カギを2つ付けていること（二重ロック）
- 2 次の事項については危険があるので厳禁とする。違反した場合は一定期間自転車通学を停止する場合がある。

二人乗り・傘差し運転・携帯電話、スマートフォンを操作しながらの運転 イヤホン等を着用しての運転・原付バイクとの牽引・無灯火・並進など

<原付免許取得・通学>

- 1 原付通学は次の条件を満たした上で許可する。
 - (1) 2年生以上（マリン校舎では特例として1年次3学期）の原付免許所有者で保護者から許可申請のあった生徒
※原付通学許可願の提出
 - (2) 学校で規定した遠隔地。本渡校舎は10km以上30km以下、マリン校舎は7km以上30km以下。
 - (3) 自賠責保険及び任意保険加入
 - (4) フルフェイスの白ヘルメットの着用
 - (5) 学校指定のウインドブレーカーの着用
 - (6) 通学用ステッカー、安全マークの貼付
 - (7) 女子生徒の長ズボンの着用（スカートによる原付通学禁止）
- 2 原付通学の停止・取り消し
 - (1) 交通違反・事故があった場合は、事案に応じて一定期間原付通学を停止する。その後校内で法令試験を受験し、合格後、原付通学を許可する。
 - (2) 交通違反・事故を繰り返し改善が見られない場合は通学許可を取り消す。
- 3 原付免許取得については次の条件を考慮して許可する。
 - (1) 受験日に満16才以上であること。

- (2) 授業時数不足、欠点科目、校納金や徴収金の滞納がないこと。
- (3) 保護者の同意（保護者会への参加）、取得する正当な理由があること。
- (4) 遅刻、欠課、欠席等が多く、問題行動等があれば受験できない場合もある。
- (5) 自動車学校で実施する学科講習、運転技能講習を受講すること。
- (6) 学校で指定した期日（期間）に、試験場で受験すること。
- (7) 使用単車は50cc以下とする。
- (8) 原付免許取得者は、学校主催の二輪車実技講習会を必ず受講すること。

第4章 アルバイト規定

- 1 本来アルバイトは本人・保護者と雇用主との関係であるが、本校生徒のアルバイトについては許可制とする。
本校ではアルバイトは原則長期休業中とする。（高校生の主目的は学業とスポーツであり、また生徒の健全育成のため）
保護者の同意を得た上でアルバイトを許可する。 ※「アルバイト許可願」提出
- 2 経済的に困難等の明確な理由があれば、面談後アルバイトを認める場合もある。
- 3 次の業種はアルバイトとして禁止する。
 - (1) 酒類を主に伴う飲食業（居酒屋・ビアガーデン・バー・スナック等）
 - (2) 危険を伴う仕事（有害物・機械類を扱う仕事）
 - (3) 校則により立ち入りを規制している場所での仕事（パチンコ店・カラオケボックス等）
- 4 アルバイト遵守事項。
 - (1) 授業、学校行事、実習、課外、部活動に支障をきたさないこと
 - (2) アルバイトをする時はアルバイト許可証を携帯すること
 - (3) 午後8時にはアルバイトを終了すること
 - (4) 通学区域外、宿泊を伴うアルバイトをしないこと
- 5 次の場合アルバイトを禁止又は停止する。
 - (1) 欠点科目があるなど成績不振の場合
 - (2) 遅刻、早退、欠課、欠席が多いなど出欠状況が悪い場合
 - (3) 服装、頭髪、授業態度、部活動への参加などが悪い場合
 - (4) 停学等による特別指導中

※注意事項

- ・長期休業中のアルバイト許可（申請）については、各学期終業式の1週間前に手続きを完了して、係へ提出すること。

＜申請の流れ＞ 「アルバイト許可願」（申請）→ 担任 → 部活動顧問 → 生徒部係 →
→ 生徒指導部 → 学校長決裁 → アルバイト許可（許可証発行）

- ・無断でのアルバイトや違反については、特別指導の対象とする。

第5章 校内における携帯電話・スマートフォン規定

携帯電話、スマートフォン（以下、携帯電話等）は使い方によっては非常に便利なものであるが、使い方によっては凶器にもなる。本校では持ち込みは許可するが、「校内における携帯電話規則」にある以下の項目を遵守すること。

- 1 携帯電話等の校内への持ち込みは許可するが、必ず許可願を提出する。
- 2 登校後の使用は認めない。
- 3 高校生はフィルタリングが義務化されている。子供を犯罪から守るのは親の義務であり、携帯電話等のトラブルについては保護者の責任となる。
- 4 学校敷地内では電源OFFにして必ずバッグの中に入れておく。サイレントモードやマナーモードの設定は禁止する。
- 5 自転車運転中の使用は道路交通法違反になるので禁止する。
- 6 規定に違反した場合はその場で預かり、担任または生徒指導部から直接保護者に渡し、保護者に対して一定期間生徒の使用を禁止するよう協力を依頼する。
- 7 悪質な使用（SNS等への書き込みや誹謗中傷、盗撮、考査時に使用、度重なる規定違反）をした場合及び指導に従わない場合は特別指導の対象とする。
- 8 家庭、寮では夜10時以降の使用は禁止する（天草地区申し合わせ事項）